

**特別養護老人ホーム整備・運営事業者
募集要項(平成23年度 新規整備分)**

平成22年9月

勝浦市福祉課

1. 公募の趣旨

勝浦市では、介護基盤の緊急整備を目的として、新たに広域型特別養護老人ホームを開設・運営していただける事業者を公募します。

本公募は、公正性・公平性を確保しつつ、平成23年度において、勝浦市内に広域型特別養護老人ホームを整備していただける事業者を募り、事業計画等の内容について事前に市が審査（選考）し、審査（選考）結果を勝浦市の意見書として千葉県に提出することを目的として実施するものです。

※勝浦市の審査（選考）を通過した場合でも、施設整備の要望が千葉県に採択されない場合もあります。

その場合、市はいかなる責任も負いませんので、あらかじめご了承ください。

2. 公募する施設の概要

公募する介護サービスの種類、条件、定員及び形態は次のとおりです。

種 類	条 件	定 員	形 態
広域型 特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	創 設	90人以下	一部ユニット型
老人短期入所用施設 (ショートステイ)	特別養護老人ホームを創設する際に併設するものに限る。	10人以下	ユニット型

※整備にあたり、詳細については千葉県健康福祉部高齢者福祉課のホームページにあります「老人福祉施設建設の手引き」を参照してください。

3. 応募資格

- (1) 社会福祉法人若しくは、整備に併せ社会福祉法人を設立する者。
- (2) 介護サービスを提供するために必要となる十分な資力・能力・意欲等を有しており、長期的に安定した運営が出来ること。

4. 事業実施の条件

- (1) 事業の場所
勝浦市内全域を対象とします。
- (2) 建設の条件

- ①建設用地については、自己所有又は取得が確実に見込まれること。また、民間から貸与を受ける場合は、事業の存続に必要な相当長期間の賃借権又は地上権を設定すること。
- ②建設用地は、開発行為等の許認可が確実に得られること。
- ③建設計画は、建築基準法、千葉県福祉のまちづくり条例等の関係法令を遵守すること。
- ④排水先が確保されていること。(放流先の同意等)
- ⑤事業計画等について、施設予定地の地区代表者及び隣接地権者に対し、十分な説明を行い、同意を得ること。
- ⑥その他建設に支障がないこと。(埋蔵文化財、日照権、駐車場の確保等)

5. 資金計画・費用助成

(1) 資金計画

特別養護老人ホームを設置しようとする場合、建設時の資金、施設開所後の運転資金等について、あらかじめ長期・短期の資金計画を立案しておく必要があります。

(2) 費用助成

施設整備に際して、千葉県から予算の範囲内で補助金が交付される予定となります。この場合、独立行政法人福祉医療機構から融資を受けることが出来ます。

なお、勝浦市から施設整備に係る補助金交付（費用助成）は一切ありませんのでご了承ください。

6. 応募手続き

本公募への申込みを希望する事業者は、次により応募申込書類を提出してください。

応募申込書類を提出した事業者を応募事業者とします。なお、図面等を除き、書類は原則として全てA4版で作成してください。

(1) 受付期間及び提出場所

受付期間	提出場所
平成22年 9月21日(火) ～平成22年 9月30日(木) (土曜、日曜、祝日は除きます。) 午前9時から午後5時まで	千葉県勝浦市新官1343番地の1 勝浦市福祉課福祉係 電話 0470(73)6619 FAX 0470(73)4283

※郵送による書類の受付はしませんので、予め電話予約の上来庁願います。

(2) 提出書類

事業者は、勝浦市福祉課において募集要項を受け取り（市のホームページでもダウンロード可）、次の応募申込書類を作成し、社会福祉法人代表者（設立代表者）が直接持参のうえ提出してください。（代理人可、但し委任状必要）

No.	提出書類及び概要	様式
1	特別養護老人ホーム整備・運営事業者公募申込書	別紙様式1
2	特別養護老人ホーム整備・運営事業概要 ①事業経歴（法人沿革等） ②施設整備計画（施設の種類・内容・建築面積・事業費概算等について） ③協力（予定）医療機関名称 ④居住費等の設定など	別紙様式2
3	法人定款・寄附行為 （最新のもの）	——
4	法人登記簿謄本 （応募申込日前3ヶ月以内に発行されたもの）	——
5	法人の印鑑証明書 （応募申込日前3ヶ月以内に発行されたもの）	——
6	理事長（設立代表者）履歴書	別紙様式3
8	施設長（予定者）履歴書	別紙様式4
9	役員（予定者）名簿	別紙様式5
10	財務状況 （直近3ヶ年の決算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書）	——
11	指導監査、施設監査の状況報告 ①国・県の指導監査、施設監査の結果状況報告書 （最新のもの[写し]） ②是正改善状況報告書（該当法人[写し]）	——
12	施設整備及び施設運営に対する考え方 ①本件に応募した理由 ②特別養護老人ホーム設置・運営に対する基本的事項について	別紙様式6
13	職員の配置計画	別紙様式7
14	開設までのスケジュール （時系列に記載）	任意

No.	提出書類及び概要	様式
15	建設計画予定地の状況 ①建設予定地の状況（地番、地目、地積、現在の所有者、寄附・買収予定の別）〔地番ごとに列挙すること〕 ②隣接等の同意状況（隣接地主（地権者）・地元自治会の同意状況、排水路の水利権者との協議） ③敷地の状況（都市計画の指定状況、用途地域、建ぺい率・容積率、農業振興地域内の農用地区域の有無、道路、上水道・電気・ガスの状況、交通機関、埋蔵文化財、協力（予定）病院の状況） ④排水処理計画	別紙様式 8
16	建設計画予定地の公図写し、登記簿謄本、借地・売買契約（確約）書の写し、現況写真等	——
17	設計図書 ①案内図（縮尺 1/10,000 程度） ②位置図（縮尺 1/2,500 程度） ③配置図 ④平面図（各階ごとに） ⑤立面図（各方位ごとに） ⑥完成予想図 ※④～⑥の縮尺は 1/200～1/400 程度	②～⑥の図面は、全て A 3 版に加工して提出
18	資金計画書	別紙様式 9
19	借入金償還計画書	別紙様式 10
20	施設開所後 3 年間の収支予算書 （社会福祉法人会計基準又は指導指針による）	——

（3）提出部数

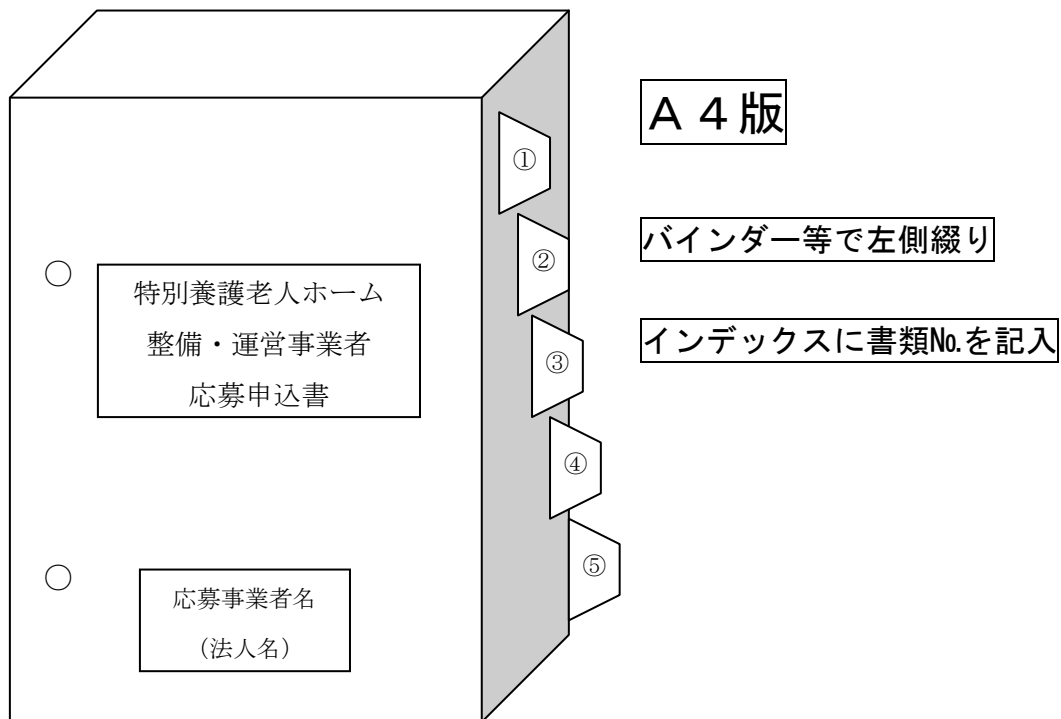
各項目にインデックスを付けて、**10部**を提出してください。（原本1部、残りはコピーで可）

（4）提出書類の体裁

提出書類の体裁は、次のように整えてください。

- ①全体の目次及びページを付ける。
- ②項目ごとにインデックス付きの仕切りカードを挿入する。
- ③全体をバインダー等で綴り、表紙に「特別養護老人ホーム整備運営事業者応募申込書」及び「社会福祉法人名」を記載する。

<提出書類の綴じ方参考例>



7. 応募手続きに係る留意事項

(1) 追加資料等の提出について

提出された書類の内容について、応募事業者に追加資料等の提出を求める場合があります。なお、追加資料等を期限までに提出されなかった場合は、応募を辞退したものととして取扱いますのでご注意ください。

(2) 応募に伴う費用負担

応募（書類作成費等）に要した費用は、全て応募事業者の負担となります。

(3) 著作権の帰属等

提出された書類の著作権は、応募事業者に帰属します。但し、勝浦市が必要と判断した場合には、書類の内容を無償にて使用できるものとします。なお、提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(4) 応募の辞退

応募後に辞退される場合は、書面にて辞退届を提出してください。

(5) その他

本募集要項に定めるほか、必要な事項について別途指示する場合があります。なお、当該指示に従わなかった場合は、応募を辞退したものととして取扱います。

また、応募に際して不正行為を行った場合、又は応募書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効（失格）扱いとします。

8. 審査（選考）

（1）審査（選考）方法

事業者の審査は、勝浦市特別養護老人ホーム整備・運営事業者選定委員会（市の関係課職員で構成）において、第一次審査（応募事業者からの応募申込書類に基づく書類審査）及び第二次審査（施設の運営方針等についてのヒアリング等）の結果を総合的に評価し、事業者を決定します。

なお、公平・公正な審査（選考）を担保するため、提出された書類等の裏付けや疑問点等について、関係機関等に照会するなどの調査を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（2）審査（選考）結果

審査（選考）結果は、全ての応募事業者に個別に文書で通知します。

なお、審査（選考）の結果、すべての応募事業者について本事業の目的が達成できないと判断した場合には、市の意見書を千葉県に提出しない場合があります。

また、審査（選考）後に、応募書類に虚偽の記載やこの要項に関する重大な違背行為等が判明した場合は、審査（選考）結果を取り消すことがあります。

（3）事業者の公表等

応募状況・審査結果は、ホームページで公表します。

※施設整備の要望が千葉県に採択されない場合は、当該審査結果も無効となりますので、ご了承くださいるようお願いします。